

「(仮称) 松本市公契約条例骨子案」 パブリックコメントの実施について

松本市財政部
契約管財課

松本市は、公共工事や市民サービスに係る業務委託など、さまざまな契約(公契約)を締結していますが、こうした公契約に関する基本方針を定め、公契約の活用を通して、労働環境の向上、地域経済の活性化、市民サービスの向上などを図る(仮称)松本市公契約条例の制定を予定しています。

この度、条例の骨子案がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

I. 条例制定の背景と内容

松本市は、平成27年1月「松本市の契約に関する方針(内規)」を定めて以降、建設工事に係る最低制限価格制度の改正、総合評価落札方式の見直し、社会保険未加入対策への取組みなど、同方針に基づく事業者の適正利潤の確保や、労働環境の向上につながる制度改正に取り組んできました。

しかしながら、同方針は内規という性格上、事業者の責務などについては定めることができず、また、基本理念の一つである労働環境の整備については、具体的な取組みがなかなか進まない状況でした。

近年、社会全体として働き方改革が求められているほか、公共サービスを担う地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組みなどの必要性が指摘されています。

労働環境の整備は、事業者側にとっても優秀な担い手の確保や育成、健全で安定した経営環境につながり、ひいては、地域経済の健全な発展にもつながるものと考えています。

こうした背景から、本市では、令和3年6月、労働団体、事業者団体の代表者に学識経験者などを加えた「松本市公契約条例検討委員会」を設置し、条例の必要性、方向性、実効性などについて計10回にわたる議論を重ねてきました。

そして、同委員会が出された意見を踏まえ、令和4年9月、条例に関する基本的な考え方を「松本市公契約条例の基本方針」としてまとめました。

(仮称)松本市公契約条例骨子(案)は、基本理念については現在の「松本市の契約に関する方針」を踏襲していますが、新たに市と事業者の責務を定めるとともに、「松本市公契約条例の基本方針」の考え方に基づく労働環境の整備に向けた実効性のある内容を定めているものです。